

フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）着用

改正法令が全面施行

—急いで修了証取得を—

墜落・転落による労働災害を防止するため、高所作業現場等で着用が義務付けられたフルハーネス型安全帯の改正法令が1月2日から全面施行となりました。

労働災害の中でも多発傾向にある「墜落・転落」事故に対応するため、群馬労働局は傘下の各労働基準監督署などを通じて法改正の趣旨に従い、行政指導強化に乗り出しました。

既に大手建設会社や製造業者では、フルハーネス型安全帯特別教育講習を受けた証として交付される修了証を提示しないと作業現場へ立ち入ることができないところもあります。

最近の新聞報道等でも、墜落・転落の労災事故では、現場責任者だけでなく、事業主に対しても刑事責任を追及する事例も明らかになっています。

群馬支部では、職種の用途によって2種類のテキストを用意、建設会社が業務上で必要な講習を希望する場合は、建設業労働災害防止協会（本部・東京）が監修したテキストを使用、建設会社以外の多くの職種向けには全国登録教習機関協会（本部・東京）監修のテキストを活用するなど使い分けしております。

受講料も、一般社団法人・日本クレーン協会の公共性から判断し、テキスト・税込み1人9,800円という安さです。講習は毎月開催していますが、定員に達し次第締め切っています。修了証習得を急いでください。申し込みは

☎（一社）日本クレーン協会群馬支部 ☎ 027-283-1671

お急ぎ下さい!

法令全面施行!

**墜落制止用器具着用義務
修了証取得を!**

フルハーネス型
講習開講中

詳しくは



群馬労働局長登録教習機関



一般社団法人

日本クレーン協会

群馬支部 ☎027-283-1671
<https://www.crane-gunma.com>

上毛新聞紙面に紹介